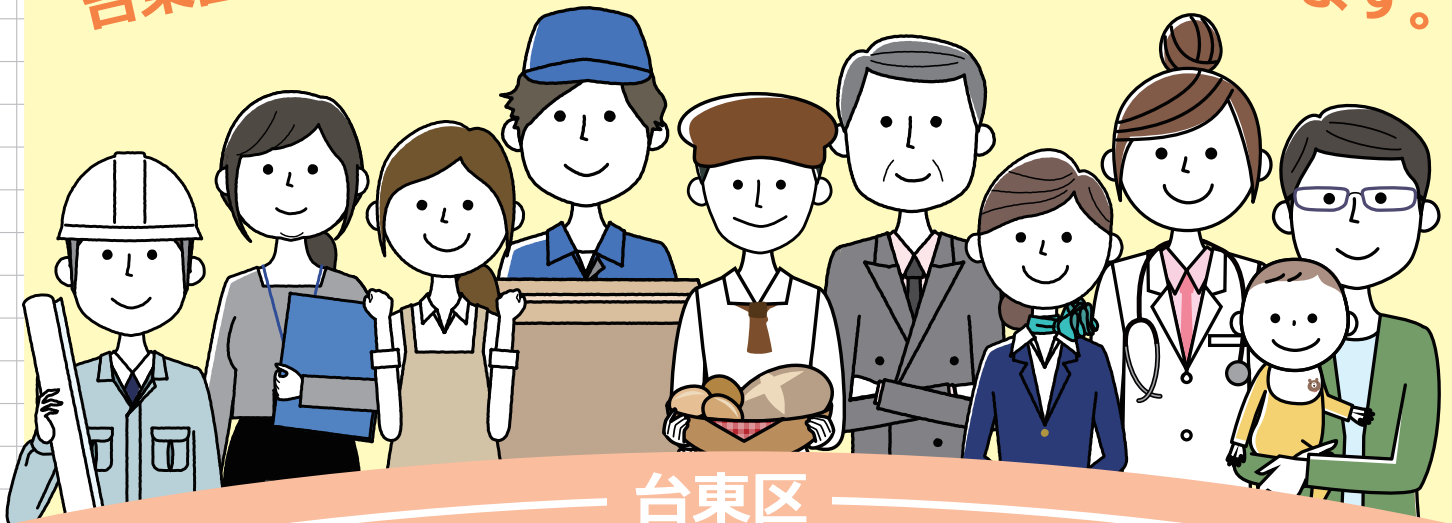


台東区がワーク・ライフ・バランスの取組を応援します。



台東区

ワーク・ライフ・バランス 推進企業募集!

申請受付期間

令和7年6月2日(月)～8月8日(金)必着

★3つの認定分野★

*子育て支援

*働きやすい職場づくり

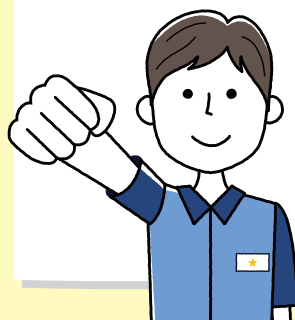
*介護支援

申請企業には

コンサルタントを最大5回まで無料で派遣

認定企業には

- ①広報たいとうや区公式ホームページ等で、認定企業をPR
- ②ワークライフバランス資金（中小企業融資のあっせん）の利用が可能
- ③認定マークの使用が可能
- ④ワーク・ライフ・バランスに関する講座等のお知らせ



制度概要

台東区では、仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業等を「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取組を応援しています。

対象企業

- 1 台東区内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員が 300 人以下の企業、一般社団法人及び一般財団法人等
- 2 労働関係法令を遵守していること
- 3 労働基準法第 36 条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ていること
- 4 就業規則等の内容が、育児・介護休業法の法定基準を満たしていること

対象となる取組内容

3つの分野で認定を行っています。認定は分野ごとに行いますので、いずれか1つの分野の取組でも、認定の対象となります。

子育て支援分野

具体例

- ・従業員が育児休業を取得しやすい環境づくりに取り組んでいる
- ・短時間勤務ができる
- ・配偶者が出産したとき、配偶者出産休暇が取得できる

働きやすい職場づくり分野

具体例

- ・年次有給休暇の取得を奨励する
- ・職場環境の改善について、従業員の要望や意見を受け入れる体制がある
- ・女性管理職の登用を進める

介護支援分野

具体例

- ・従業員の希望に応じて介護休業が取得できる
- ・介護休業取得者の代替要員を確保する
- ・仕事内容の見直しをするなど、従業員の負担を軽減するように配慮している

認定基準

- 1 認定を受けようとする分野において、台東区ワーク・ライフ・バランス推進チェックシートにある既に取り組んでいる項目数が概ね6割以上であること。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進に関する特徴的な取組や工夫があること。

認定期間

決定した日から2年間（更新あり）

認定企業のメリット

1. 認定企業を広く PR

広報たいとうや区公式ホームページ等で、認定企業の取組を紹介します。

2. ワークライフバランス資金（中小企業融資のあっせん）の利用が可能

あっせん融資を利用した際の利子と信用保証料を区が補助します。

対象企業

台東区に営業の本拠かつ本店登記を有し同一事業を同一場所で1年以上営んでいる企業で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けており、次の①～③のいずれかに該当する費用を必要とする方

① 仕事と子育ての 両立支援

② 働きやすい 職場環境づくり

③ 仕事と介護の 両立支援

融資条件

- 融資限度額：1,000 万円（ワークライフバランス資金の過去の貸付金額を含む）
- 資金使途：運転資金 設備資金
- 貸付期間：運転資金：5 年以内（据置6 か月以内）
設備資金：7 年以内（据置6 か月以内）
- 貸付金利：金利 2.2%以内 利子補助 1.9%以内
本人負担 0.3%
- 返済方法：毎月元金均等割賦返済
- 信用保証：原則として信用保証協会の信用保証を要し、信用保証料は区が全額補助

別途、融資制度の申込要件に該当している必要があります。詳しくは下記にお問い合わせください。

ワークライフバランス資金制度のお問合せ先

台東区中小企業振興センター内

台東区文化産業観光部産業振興課融資担当

電話 03（5829）4128

3. 認定マークの使用が可能

認定マークを名刺・封筒やホームページ等に使用することができます。

4. ワーク・ライフ・バランスに関する講座等のお知らせ

台東区立男女平等推進プラザで行われる、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の情報をお知らせします。

申請の流れ 申請方法 ●電子申請●郵送●持参

電子申請



必要書類のデータを準備する

- 1 台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
- 2 台東区ワーク・ライフ・バランス推進チェックシート（第2号様式）
※認定を受けようとする分野について、ご作成ください
- 3 就業規則、育児・介護休業規程、36協定の写し（いずれも届出済のもの）
- 4 時間外労働時間・休暇取得状況がわかる書類
- 5 会社概要がわかるパンフレット等
- 6 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等
※1 2 は申請画面から入力することもできます

区公式ホームページから申請

台東区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業

検索



申請受付期間

6月2日(月)～8月8日(金) 必着

郵送・持参



①申請書類の入手方法

● 区公式ホームページからダウンロード

台東区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業

検索



● 電話で請求 男女平等推進プラザ (03-5246-5816)

【申請に必要な書類】

- 1 台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書 (第1号様式)
- 2 台東区ワーク・ライフ・バランス推進チェックシート (第2号様式)
※認定を受けようとする分野について、ご作成ください
- 3 就業規則、育児・介護休業規程、36協定の写し (いずれも届出済のもの)
- 4 時間外労働時間・休暇取得状況がわかる書類
- 5 会社概要がわかるパンフレット等
- 6 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等

②申請する

受付窓口	男女平等推進プラザ
送付先	台東区根岸5-14-15

認定までのステップ

STEP

①

対象要件など提出書類を確認します。

書類確認

STEP

②

区が委託する事業者が企業を訪問し、申請内容の確認及び取組状況等のヒアリングを行います。

訪問調査

STEP

③

審査会で審査を行い、認定企業を決定します。

【時期】 11 月予定

審査

★認定★

認定証
交付

認定企業には認定証を交付します。

認定期間：認定を決定した日から 2 年間

【時期】 1 ～ 2 月頃予定

申請企業には

ご希望により、ワーク・ライフ・バランス推進の取組に対して、**コンサルタント**（社会保険労務士等の専門家）を**最大5回まで無料で派遣**します。

【コンサルタント活用例】

- 就業規則見直しに関するアドバイス
- 残業時間削減のためのアドバイス
- 業務効率化のためのマニュアルづくり支援
- 社内でのハラスメントや女性活躍推進のための研修支援
- ワーク・ライフ・バランスに関する他社の取組 事例の情報提供



「ワーク・ライフ・バランス」に取り組もう！

ワーク・ライフ・バランスの
取組は、うちみたいな
中小企業にはとても無理な話…

ちょっと待って！

求人の際のアピールにもなります！



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請・問合せ先

台東区総務部人権・多様性推進課男女平等推進プラザ(根岸五丁目施設内)

〒110-0003 台東区根岸5-14-15

☎ 03(5246)5816

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時



アクセス

東京メトロ 日比谷線

三ノ輪駅・・・徒歩4分

都バス 草43系・63系

三ノ輪駅・・・徒歩4分

台東区循環バスめぐりん

北めぐりん(浅草回り)^⑭

北めぐりん(根岸回り)^⑤

「三ノ輪駅(三ノ輪福祉センター前)」・・・徒歩7分

ぐるーりめぐりん^⑥「三ノ輪駅」・・・徒歩7分